

答 申 第 57 号
平成 16 年 4 月 24 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

個人情報保護審議会
会 長 山 下 淳

収集の制限の例外について（答申）

平成 16 年 4 月 23 日付け諮問第 9 号で諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。

なお、収集の制限の例外について適当と認める理由等は、下記のとおりです。

記

適当と認める理由等

1 県では、人権尊重の視点に立って、障害者施策をさらに充実させ、計画的に推進していくため、「すこやかひょうご」障害者福祉プラン」を平成 7 年に策定し、社会情勢の変化に伴い、原則、5 年ごとに見直しを図ることとしています。

当審議会は、既に、平成 11 年 3 月 19 日付け答申第 25 号により、平成 12 年度以降の目標を明らかにした計画を平成 11 年度に策定するに際し、「兵庫県障害者（児）調査」を実施することは、県内の障害者の生活実態を把握してプランに反映させ、もって充実した障害者施策を推進する上で有効な手段であると認め、収集の制限の例外を認めたところです。

このたびの調査も、介護保険制度や支援費制度の導入によるニーズの大きな変化、国における新たな障害者基本計画の開始等を盛り込んだプラン改正を行うために実施するものであり、有意義な調査であると認められます。

2 この調査は、無記名式で実施し、原則として個人が特定できないように配慮していますが、回答内容によっては個人を特定できる場合があると考えられます。そして、本件調査に対する回答は、本人又は本人から選ばれた家族等が本人の意見を確認しながら回答するよう、記入上のお願いをしていますが、障害の程度によっては、当該記入上のお願いにかかわらず、家族等が本人に代わって回答する場合があると考えられます。

しかしながら、本件調査は、各手帳の所持者から無作為抽出の方法により、又は医療機関に一定の対象者数を割り振る方法により、調査対象者を選定することになっているため、家族等から個人情報を収集することになる場合が生じるのは、やむを得ないと認められます。

3 また、本件調査を行うに当たっては、病歴その他個人の特質を規定する身体に関する個人情報等いわゆるセンシティブ情報を収集することになりますが、本件調査の性質上、同情報を収集することはやむを得ないものと認められます。

4 さらに、この調査は、障害者（児）の障害の程度等に係る個人情報を収集するものです

が、次のとおり、適切な個人情報保護が講じられていると認められます。

- (1) 身体障害者（児）、知的障害者（児）に対しては、無作為抽出の方法により調査票を配布し、また、精神障害者に対しては、この調査の趣旨、目的、内容や調査結果の使用方法を医師等が十分に説明した上で、調査票を配布し、本人の自由な意思により調査協力を求めるものであること。
 - (2) 精神障害者のうち、閉鎖病棟入院者については、病院の医師等が投函することもあるが、それらスタッフに対して、事前に説明会を行い、本人が封緘したものを、確実に投函することが予定されていること。
 - (3) 身体障害者（児）及び知的障害者（児）に係る調査対象者の住所及び氏名は、調査票発送後、破棄するものであること。また、回収した調査票は、施錠ロッカーで保管し、集計結果がまとまった後、速やかに廃棄すること。
 - (4) この調査票の入力及び分析は、県から委託して行うが、委託先においても、施錠ロッカーで保管するほか、県が個人情報の状況について随時調査することとしており、個人情報の安全確保の措置が講じられているとともに、委託契約終了後、収集した個人情報はすべて県に提出されるものであること。
- 5 なお、本件調査票の入力及び分析に係る業務の委託先がセンシティブ情報を取り扱うことから、県においては、委託先が個人情報の安全確保の措置を確実に講じるよう適切な指導、監督等を行うことを求めます。

答 申 第 58 号
平成 16 年 4 月 24 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

個人情報保護審議会
会 長 山 下 淳

利用及び提供の制限の例外について（答申）

平成 16 年 4 月 23 日付け諮問第 9 号で諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。

なお、利用及び提供の制限の例外について適当と認める理由等は、下記のとおりです。

記

適当と認める理由等

1 県では、人権尊重の視点に立って、障害者施策をさらに充実させ、計画的に推進していくため、「“すこやかひょうご”障害者福祉プラン」を平成 7 年に策定し、社会情勢の変化に伴い、原則、5 年ごとに見直しを図ることとしています。

当審議会は、既に、平成 11 年 3 月 19 日付け答申第 26 号により、平成 12 年度以降の目標を明らかにした計画を平成 11 年度に策定するに際し、「兵庫県障害者（児）調査」を実施することは、県内の障害者の生活実態を把握してプランに反映させ、もって充実した障害者施策を推進する上で有効な手段であると認め、利用及び提供の制限の例外を認めたところ です。

このたびの調査も、介護保険制度や支援費制度の導入によるニーズの大きな変化、国における新たな障害者基本計画の開始等を盛り込んだプラン改正を行うために実施するものであり、有意義な調査であると認められます。

2 本件調査は、身体障害者（児）、知的障害者（児）に対しては、県内に在住する身体障害者手帳、療育手帳の所持者の中から無作為に抽出し、本人あてに調査票を郵送して、記入後に本人から返送を求めることにしていますが、本人あての調査票を家族等が受け取って記入する場合があると考えられ、その場合には、実質的には、本人以外の家族等に個人情報を提供することになります。

しかしながら、各手帳の所持者から無作為抽出の方法により調査対象者を選定する以上、家族等に対して、本人の個人情報を提供することになる場合が生じることはやむを得ないと認められます。